

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
通勤手当	通勤のため交通機関、交通用具(自動車等)を使用している職員に支給(通勤距離が片道1km未満である職員を除く) ・交通機関等利用 運賃等相当額(鉄道等利用者は6箇月定期券の額) 支給限度額 55,000円(1箇月あたりの運賃等相当額) ・交通用具利用(1km以上) 通勤距離に応じて1,000円～26,700円	一部異なる	交通用具利用 国は、24,500円以内2km未満無支給

(9) 特別職の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	910,000円	
	助役	720,000円	
	収入役	650,000円	
報酬		在任特例期間中(～H17.10.31)	H17.11.1～
	議長	350,000円	450,000円
	副議長	280,000円	370,000円
	議員	旧生野町、旧山東町及び旧朝来町の議員 200,000円 旧和田山町の議員 250,000円	330,000円
期末手当	市長 助役 収入役	(17年度支給割合) 4.35月分	
	議長 副議長 議員	(17年度支給割合) 4.35月分	

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(標準的な職場)

勤務時間		休憩時間・休息时间	週休日	1週間の正規の勤務時間
開始時刻	終了時刻			
午前8時30分	午後5時15分	休憩 午後0時15分から午後1時まで 休息 午後0時から午後0時15分まで 及び午後3時から午後3時15分まで	土曜日、日曜日	40時間

(2) 年次休暇の取得状況(H17.1.1～H17.12.31)

概要	平均取得日数	備考
1年につき20日付与 ※翌年に繰越可能(最大20日)	6.8日	年間を通して在職した市長部局に勤務する一般職の平均です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分の状況	分限処分	
	件数	備考
職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的とします。	4件	(免職0件、休職4件、降任0件、降給0件) ※休職は心身の故障による長期休養

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分の状況	懲戒処分	
	件数	備考
職員の一定の義務違反に対する責任を問うための処分 で、公務における規律と秩序の維持を目的とします。	1件	(免職0件、停職1件、減給0件、戒告0件)

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法第35条の規定により、職務に専念する義務を有していますが、法律又は条例に特別の定めがある場合に、限定的に当該義務を免除することがあります。条例で職務専念義務を免除できる場合としては、休暇のほか、「職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定しています。